

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は 物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及び その所属の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合					備考
									再就職の 役員の数 (機構)	再就職の 役員の数 (国)	公益 法人の 区分	国又は 都道府 県所管 の区分	応募 者数	
事務所清掃業務(中国支店)	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月1日	JPビルマネジメント株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-2	8010401093114	会計規程第25条第1項第3号 契約相手方がビル全体の清掃を行うこととされている ため随意契約したものである。	契約当事者間の約 定により非公表	契約当事者間の約 定により非公表	-	-	-	-	-	-	-
財務会計システムの改修 (MicrosoftEdge制度対応及び インボイス対応)に係る業務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月2日	株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	6010701025710	会計規程第25条第1項第6号 本件は、住宅金融支援機構内の財務会計システムの 改修を行うものである。同システムは契約相手方 が企画・開発したパッケージソフトであり、その著作権 は同社に帰属しており、同社以外の者が改修を行う ことは不可能であるため、随意契約したものである。	11,726,000	11,726,000	100.00%	-	-	-	-	-	-
個別の事案に係る弁護士相談 等	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月4日	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内2-6-1	6010005021423	会計規程第25条第1項第6号 同一の弁護士による継続的な相談等が不可欠である ため随意契約したものである。	4,910,400	出張に関する日当 半日40,000円以上 ほか	-	-	-	-	-	-	単価契約 総支払予定額 4,910,400円
募集委託契約(第66回住宅金 融支援機構財形住宅債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月11日	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1-5-5	6010001008845	会計規程第25条第1項 本件は、2025年度に発行する財形住宅債券の募集 の一連の事務を委託するものである。 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続 し、かつ、今後も継続が見込まれるため参加確認 公募手続を行ったところ、他の参加希望届の提出がな かったため、左記事業者と随意契約したものである。	予定価格を公表す ることにより機構 の事務又は事業に支 障を生じるおそれか があるため非公表	契約金額を公表しな いことが通例となっ ている契約形態で、 相手方との契約によ り実際に個別の金 額を公表しないこと となっているため非 公表	-	-	-	-	-	-	-
金融情報サービスの利用(QU ICK)	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月16日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋兜町7-1	4010001015075	会計規程第25条第1項第4号 機構が債券の運用及び管理を行う上で、債券の情報 (債券の概要及び時価等)を効率的に把握するため、 当該サービスにより提供する情報を利用する必要が ある。また、金利スワップ取引に利用している金利ス ワップ取引管理ツールは、当該サービスと連携するこ とにより金利データを効率的に取得し、スワップの時 価評価を行う構成となっており利用不可欠であるた め、随意契約したものである。	6,431,040	6,431,040	100.00%	-	-	-	-	-	-
引受並びに募集取扱契約(貸 付債権担保第227回住宅金融 支援機構債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月18日	SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内3-3-1 BofA証券株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会 社 東京都千代田区大手町1-9-2	7010001125714 5010001030858 4010001129098	会計規程第25条第1項第6号 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特 殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市 場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等 を考慮した企画競争方式による評価を行って主幹事 候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類し た上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名 して、契約する必要がある。本業務について、企画競 争手続により契約相手方を選定し、随意契約したも のである。	74,910,000	74,910,000	100.00%	-	-	-	-	-	-
官報公告の掲載業務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月19日	株式会社エイチ・アイ・エスデザインアンド プラス 東京都新宿区新宿1-36-12	7011101045372	会計規程第25条第1項第6号 本件は、独立行政法人国立印刷局が発行する官報 に公告を掲載する業務を委託するものである。官報 の掲載料金については、「官報公・広告掲載料金表」 により価格が一に定められていることから、契約先 の選定にあたり公募方式(抽選公募)により契約相手 方を選定し、随意契約したものである。	29,258,817	公告料金 1,164円/行 (税込)ほか	-	-	-	-	-	-	単価契約 総支払予定額 29,258,817円
確定拠出年金運営管理業務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月23日	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-1	2010001146005	会計規程第25条第1項第6号 本件は、平成26年10月から導入した確定拠出年金の 運営管理業務を実施するものである。機構の加入す るDC制度の代表事業主である公庫厚生年金基金が 企画競争を実施し選定した契約の相手方と随意契約 したものである。	3,132,360	3,132,360	100.00%	-	-	-	-	-	-
【フラット35】における共通ポ イントサービス実施に関する業 務	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月31日	楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川11-14-1	9010701020593	会計規程第25条第1項第6号 本件は、長期ビジョンの施策を推進するための顧客 誘引インセンティブとして機能し、さらにフラット35の 商品魅力度を向上させる付帯サービスとしての役割 を担う、共通ポイントサービスを提供するポイント事 業者に対して、ポイント付与に関する一連の業務等を委 託するものである。本業務について、企画競争手続 により契約相手方を選定し、同社と随意契約したも のである。	3,274,771,931	パナー作成 22,000円/1デザイン (税込)ほか	-	-	-	-	-	-	単価契約 総支払予定額 3,145,340,000円

工事の名称、場所及び期間又は 物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及び その所属の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	契約の相手方の 法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合					備考
									再就職の 役員の数 (機構)	再就職の 役員の数 (国)	公益 法人の 区分	国又は 都道府 県所管 の区分	応募 者数	
令和8年度に発行する一般担 保住宅金融支援機構債券及 び貸付債権担保住宅金融支 援機構債券の格付分析に関す る契約書	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月31日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株 式会社 東京都千代田区丸の内1-6-5	6010001132158	会計規程第25条第1項 債券格付の取得は、機構及び債券の信用力を評価 し、投資判断に関する情報を提供するという観点か ら、機構の経営状況や商品性等に関し理解する能力 並びに実績を有する格付機関を選定する必要がある こと、また、同一の格付会社から継続的に格付を取 得し、指標の連続性を確保することが投資家の投資 判断のために必要不可欠であることから、同社と随 意契約を締結したものである。	予定価格を公表す ることにより機構の 事務又は事業に支 障を生じるおそれが あるため非公表	契約金額を公表しな いことが通例となっ ている契約形態で、 相手方との契約によ り実際に個別の金 額を公表しないこと となっているため非 公表	-	-	-	-	-	-	
信用格付基本契約書(令和8 年度)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月31日	株式会社格付投資情報センター 東京都千代田区神田錦町3-22	4010001061945	会計規程第25条第1項 債券格付の取得は、機構及び債券の信用力を評価 し、投資判断に関する情報を提供するという観点か ら、機構の経営状況や商品性等に関し理解する能力 並びに実績を有する格付機関を選定する必要がある こと、また、同一の格付会社から継続的に格付を取 得し、指標の連続性を確保することが投資家の投資 判断のために必要不可欠であることから、同社と随 意契約を締結したものである。	予定価格を公表す ることにより機構の 事務又は事業に支 障を生じるおそれが あるため非公表	契約金額を公表しな いことが通例となっ ている契約形態で、 相手方との契約によ り実際に個別の金 額を公表しないこと となっているため非 公表	-	-	-	-	-	-	
定期健康診断業務(人間ドック 代替受診)	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月31日	住宅金融支援機構健康保険組合 東京都文京区後楽1-4-10	7700150006769	会計規程第25条第1項第4号 本件は、職員が法定健診に替えて人間ドックを受診し た場合、法定健診費用相当額を健康保険組合に支 払うものである。被保険者である職員に対して人間 ドック業務を実施しているのは同組合のみであるた め、同組合と随意契約したものである。	4,257,000	法定健診受託料 7,095円/人(税込) ほか	-	-	-	-	-	-	単価契約 総支払予定額 4,257,000円
令和8年度公益社団法人日本 経済研究センター1年コース研 修	契約担当役 戸村昌幸 東京都文京区後楽1-4-10	令和8年3月31日	公益社団法人日本経済研究センター 東京都千代田区大手町1-3-7	5010005015228	会計規程第25条第1項第4号 契約相手先のみ提供するプログラムに派遣するこ とを組織決定していることから、随意契約したもので ある。	2,750,000	2,750,000	100.0%	0	-	公社	国所管	-	

(注)会計規程第30条の2に基づく公表である。